

北相木村財務状況把握の結果概要

(診 断 表)

財務省関東財務局
長野財務事務所

平成27年度 北相木村財務状況把握の結果概要

都道府県名	団体名	財政力指数	0.15	標準財政規模(百万円)	931
長野県	北相木村	H28.1.1人口(人)	798	平成27年度職員数(人)	24
		面積(Km ²)	56.32	人口千人当たり職員数(人)	30.1

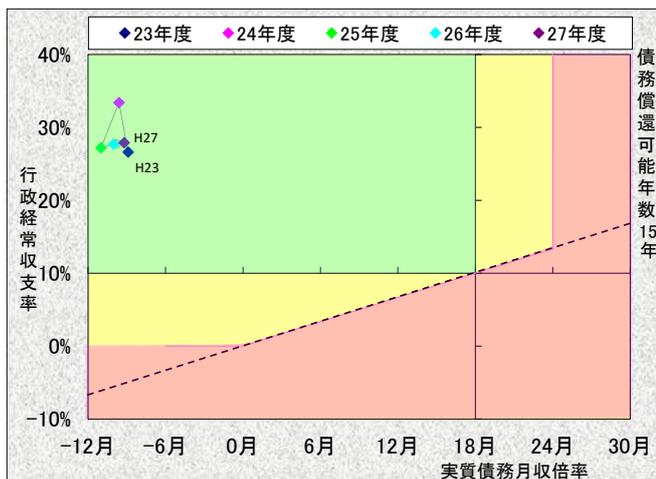
<人口構成の推移>

(単位:人)

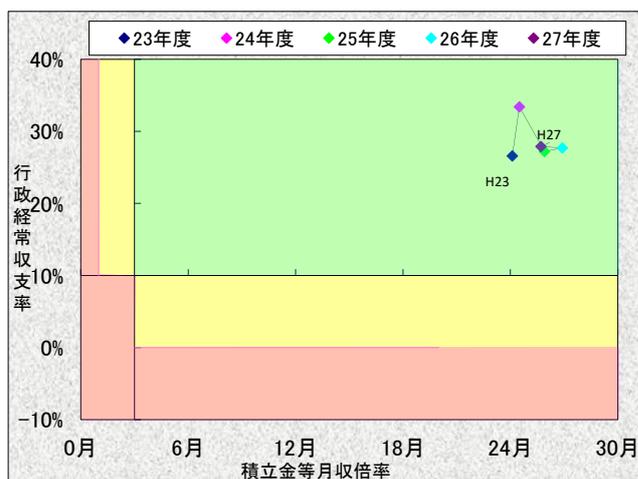
	総人口	年齢別人口構成						産業別人口構成					
		年少人口 (15歳未満)	構成比	生産年齢人口 (15歳～64歳)	構成比	老年人口 (65歳以上)	構成比	第一次産業 就業人口	構成比	第二次産業 就業人口	構成比	第三次産業 就業人口	構成比
12年国調	1,025	157	15.3%	482	47.0%	386	37.7%	149	31.4%	157	33.1%	168	35.4%
17年国調	942	127	13.5%	449	47.7%	366	38.9%	166	36.6%	98	21.6%	190	41.9%
22年国調	842	70	8.3%	433	51.4%	339	40.3%	134	33.1%	99	24.4%	172	42.5%
22年国調	全国		13.2%		63.8%		23.0%		4.2%		25.2%		70.6%
	長野県		13.8%		59.7%		26.5%		9.8%		29.5%		60.7%

◆ヒアリング等の結果概要

【債務償還能力】



【資金繰り状況】



[財務上の問題]

[要因分析]

債務高水準		債務高水準	積立低水準	収支低水準
積立低水準		建設債 債務負担行為に基づく 支出予定額 公営企業会計等の 資金不足額 土地開発公社に係る 普通会計の負担見込額 第三セクター等に係る 普通会計の負担見込額 その他	建設投資目的の 取崩し	地方税の減少
収支低水準			資金繰り目的の 取崩し	人件費・物件費の 増加
該当なし	○		その他	扶助費の増加
				補助費等・ 繰出金の増加 その他
		その他		

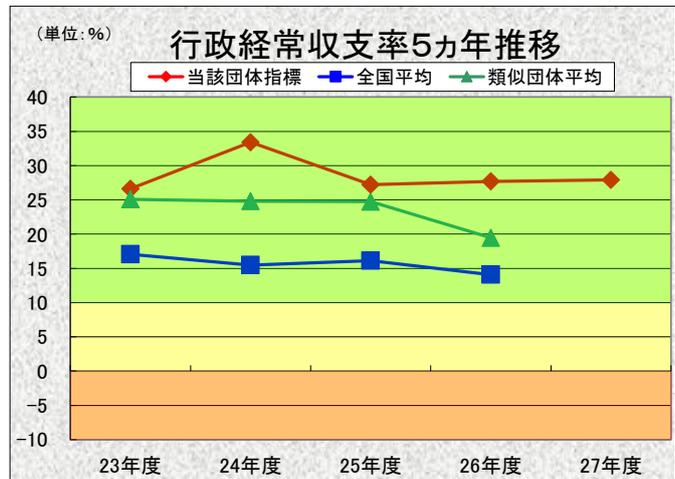
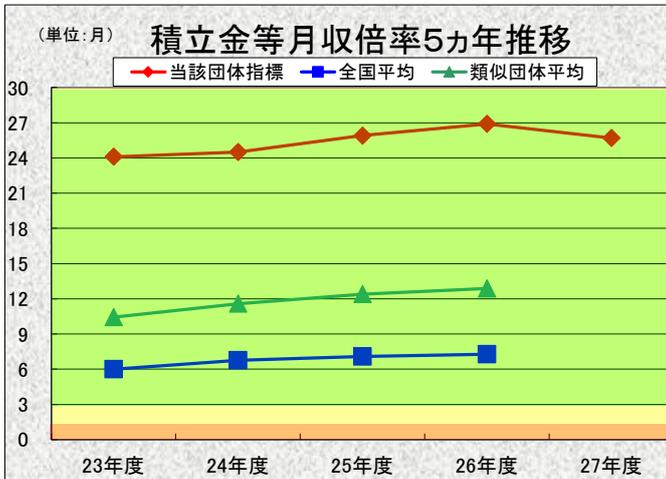
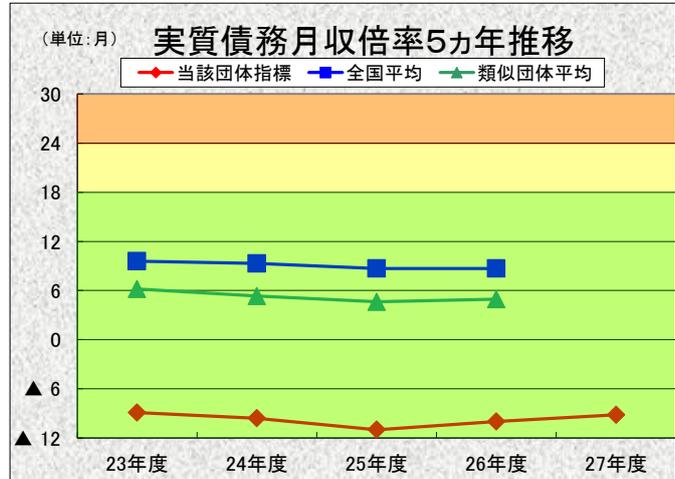
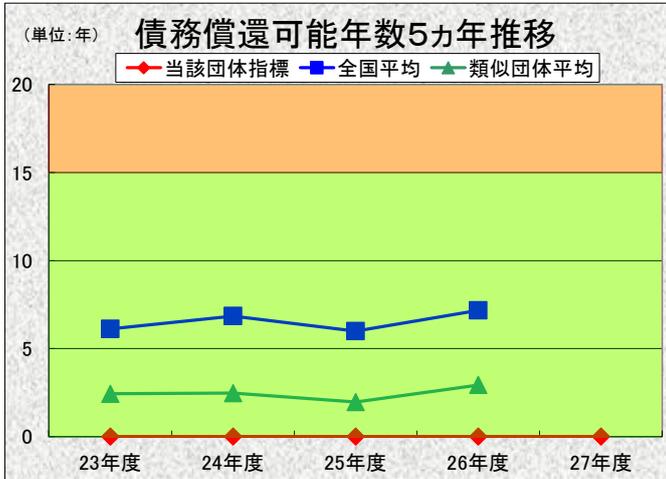
◆財務指標の経年推移

＜財務指標＞

(平成26年度)

類似団体区分	
町村 I - O	
類似団体 平均値	全国 平均値
2.9年	7.2年
4.9月	8.7月
12.9月	7.3月
19.5%	14.1%

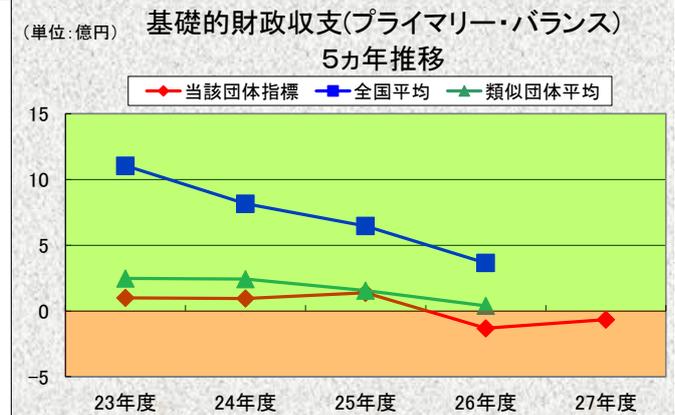
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
債務償還可能年数	0.0年	0.0年	0.0年	0.0年	0.0年
実質債務月収倍率	▲ 8.9月	▲ 9.6月	▲ 11.0月	▲ 10.0月	▲ 9.2月
積立金等月収倍率	24.1月	24.5月	25.9月	26.9月	25.7月
行政経常収支率	26.6%	33.4%	27.2%	27.7%	27.9%



＜参考指標＞

(27年度)

健全化判断比率	団体値	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	-	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	-	20.00%	30.00%
実質公債費比率	3.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	-	350.0%	-



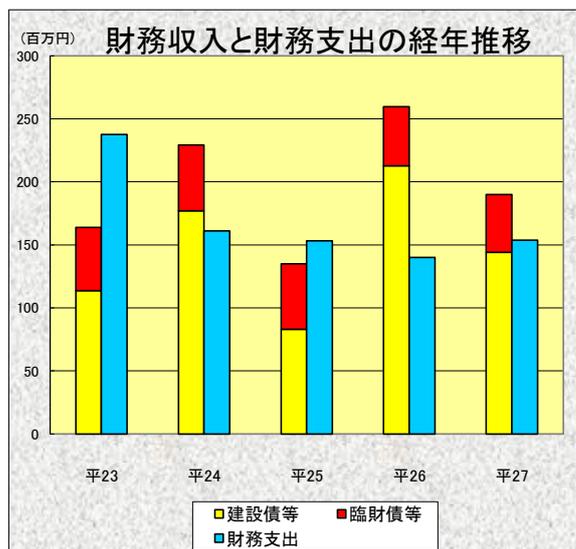
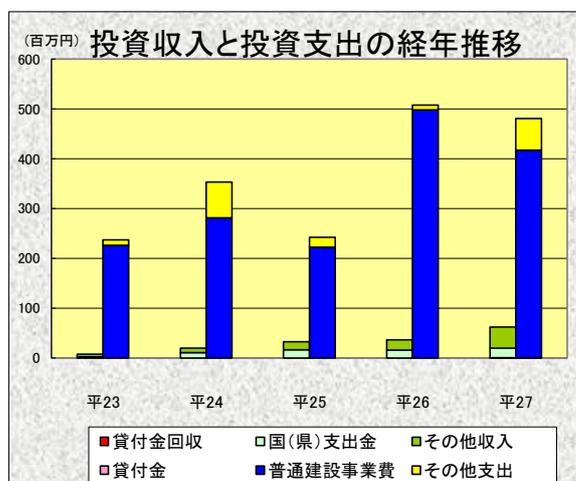
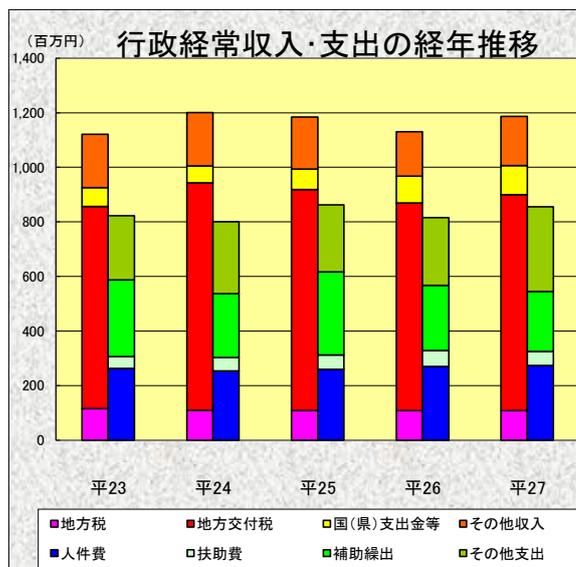
基礎的財政収支 = [歳入 - (地方債 + 繰越金 + 基金取崩)]
 - [歳出 - (公債費 + 基金積立(※))]
 (※)基金積立には決算剰余金処分による積立額を含まない。

※1. 債務償還可能年数について、分子(実質債務)がマイナスとなる場合は「0.0年」、分母(行政経常収支)がマイナスとなる場合は「-」(分子・分母ともマイナスの場合は「0.0年」として表示している。
 ※2. 右上部表中の「類似団体平均値」及び「全国平均値」については、各団体の26年度計数を単純平均したものである。
 ※3. 上記グラフ中の「類似団体平均」の類型区分については、26年度の類型区分による。
 ※4. 平均値の算出において、債務償還可能年数と実質債務月収倍率における分子(実質債務)がマイナスの場合には「0(年・月)」として単純平均している。

◆行政キャッシュフロー計算書

(百万円)

	平23	平24	平25	平26	平27
■行政活動の部■					
地方税	115	109	108	108	108
地方譲与税・交付金	60	55	53	47	57
地方交付税	741	834	811	761	792
国(県)支出金等	69	62	75	98	106
分担金及び負担金 ・寄附金	23	23	22	20	21
使用料・手数料	47	57	55	39	46
事業等収入	66	61	61	56	55
行政経常収入	1,121	1,201	1,184	1,130	1,187
人件費	262	254	260	270	273
物件費	209	231	220	221	284
維持補修費	5	13	8	12	11
扶助費	44	49	53	58	52
補助費等	203	156	152	145	116
繰出金(建設費以外)	79	80	152	94	104
支払利息 (うち一時借入金利息)	21 -	19 -	18 -	16 -	15 -
行政経常支出	823	800	862	816	855
行政経常収支	298	401	322	314	332
特別収入	10	8	7	9	6
特別支出	1	-	1	-	-
行政収支(A)	308	409	329	323	338
■投資活動の部■					
国(県)支出金	3	11	17	16	19
分担金及び負担金 ・寄附金	0	2	0	0	-
財産売却収入	2	3	2	9	33
貸付金回収	-	-	-	-	0
基金取崩	3	4	14	12	9
投資収入	8	20	33	37	62
普通建設事業費	226	281	222	498	416
繰出金(建設費)	-	-	10	-	-
投資及び出資金	-	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-	0
基金積立	11	72	10	10	64
投資支出	237	353	242	508	480
投資収支	▲ 229	▲ 334	▲ 209	▲ 471	▲ 418
■財務活動の部■					
地方債 (うち臨財債等)	164 (50)	229 (52)	135 (52)	260 (47)	190 (46)
翌年度繰上充用金	-	-	-	-	-
財務収入	164	229	135	260	190
元金償還額 (うち臨財債等)	238 (22)	161 (25)	153 (28)	140 (32)	154 (36)
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-
財務支出(B)	238	161	153	140	154
財務収支	▲ 74	68	▲ 18	120	36
収支合計	5	144	101	▲ 29	▲ 44
償還後行政収支(A-B)	70	248	176	183	184
■参考■					
実質債務 (うち地方債現在高)	▲ 832 (1,421)	▲ 965 (1,489)	▲ 1,090 (1,471)	▲ 947 (1,590)	▲ 917 (1,627)
積立金等残高	2,252	2,454	2,560	2,538	2,543



(注) 棒グラフの左が収入を表し、右が支出を表している。

◆ヒアリングを踏まえた総合評価

◎債務償還能力について

○留意すべき状況にはないと考えられる。

ストック面において、実質債務月収倍率が18.0月未満であり低いことから問題はないと考えられる。また、フロー面においても、行政経常収支率が10.0%以上であり高いことから問題はないと考えられるため、債務償還能力に留意すべき状況にはないと考えられる。

〔債務償還能力は、債務償還可能年数及び債務償還可能年数を構成する実質債務月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面（償還すべき債務の大きさ）及びフロー面（償還原資の獲得状況）の両面から分析したものである。〕

【財務指標】

実質債務月収倍率	▲ 9.2月
行政経常収支率	27.9%
債務償還可能年数	0.0年

◎資金繰り状況について

○留意すべき状況にはないと考えられる。

ストック面において、積立金等月収倍率が3.0月以上であり高いことから問題はないと考えられる。また、フロー面においても、行政経常収支率が10.0%以上であり高いことから問題はないと考えられるため、資金繰り状況に留意すべき状況にはないと考えられる。

〔資金繰り状況は、積立金等月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面（資金繰り余力としての積立金等の大きさ）及びフロー面（経常的な収支）の両面から分析したものである。〕

【財務指標】

積立金等月収倍率	25.7月
行政経常収支率	27.9%

◀ 参考 ▶

1 財務上の問題把握の診断基準

財務上の問題	定義
債務高水準	① 実質債務月収倍率24ヶ月以上 ② 実質債務月収倍率18ヶ月以上かつ債務償還可能年数15年以上
積立低水準	① 積立金等月収倍率1ヶ月未満 ② 積立金等月収倍率3ヶ月未満かつ行政経常収支率10%未満
	① 行政経常収支率0%以下 ② 行政経常収支率10%未満かつ債務償還可能年数15年以上

2 財務指標の算式

・債務償還可能年数 = 実質債務 ÷ 行政経常収支

・実質債務月収倍率 = 実質債務 ÷ (行政経常収入 ÷ 12)

・積立金等月収倍率 = 積立金等 ÷ (行政経常収入 ÷ 12)

・行政経常収支率 = 行政経常収支 ÷ 行政経常収入

※ 実質債務 = 地方債現在高 + 有利子負債相当額 - 積立金等

積立金等 = 現金預金 + その他特定目的基金

◎財務の健全性等に関する事項

【今後の見通し】

1 収支計画策定の有無及び計画名

該当なし

2 ヒアリングに基づく今後の見通し

4指標値(債務償還可能年数、実質債務月収倍率、積立金等月収倍率、行政経常収支率)の見通しを判断することはできないが、ヒアリングにより下記の内容を確認した。

(1)ストック面

- ・地方債現在高は、今後も村営住宅建設工事、水道本管改修工事等に伴う起債が見込まれるものの、償還額を上回る地方債の新規発行が見込まれないことから、減少する見通しである。
- ・積立金等残高は、今後も決算余剰金の積立てを行っていくものの、水道本管の更新、公共施設全般における災害対応に係る更新工事のため、基金の取崩しを見込んでいることから、減少する見通しである。
- ・ヒアリングによれば、積立金等残高の減少幅が地方債現在高の減少幅を上回る見通しであることから、実質債務は増加する見通しである。

(2)フロー面

- ・行政経常収入は、人口減少に伴う地方交付税の減少が見込まれることから、減少する見通しである。
- ・行政経常支出は、高齢者の増加に伴う扶助費及び介護保険事業特別会計や後期高齢者医療特別会計に対する繰出金の増加を見込んでいることから、増加する見通しである。
- ・このような状況から、行政経常収支は減少する見通しである。

【その他の留意点等】

○将来の人口推計及び財政への影響について

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によれば、貴村の人口は2040年には453人まで減少することが予想されており、北相木村まち・ひと・しごと人口ビジョンでは、将来人口(2060年)を500人弱の人口を維持することを目指している。

貴村では、人口減少対策として、若い世代の移住・定住促進と子育て支援に係る各種施策を積極的に実施しているところであるが、人口減少は避けられない見通しであることから、地方税収入の大幅な増加は今後も期待できず、収入の大部分を地方交付税に頼らざるを得ない状況にある。

そのような状況下において、支出においても人口減少対策の実施に係る一般財源からの支出に加え、高齢化の進展に伴う扶助費(社会福祉費)等の更なる支出増加も予想されるため、今後の行政経常収支の減少が懸念される状況となっている。

○地方版総合戦略及び公共施設等総合管理計画が財政に及ぼす影響について

上記の現状を踏まえ、貴村では、北相木村まち・ひと・しごと総合戦略で人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域社会を維持できるよう5つの基本目標と15の施策を掲げている。この施策の中には、住宅整備や、遊休荒廃地の再生、農地の基盤整備などで投資費用が大規模になることが予想される事業があることから、財政状況に与える影響も少なくないと考えられる。

また、平成27年10月に策定した北相木村公共施設等総合管理計画によれば、一定要件のもと、村所有の公共施設及びインフラ施設等について統廃合を行わなかった場合、今後40年間に要する維持更新費が年平均590百万円となり、過去5年間の支出額の平均174百万円の3.4倍の支出が必要と試算されている。

このため、長期的視点に立った支出計画とその財源確保が必要と考えられる。

○収支計画の策定について

貴村では、中長期的な将来を見通した収支計画を策定していないが、これまで収入の大半を占める地方交付税の水準に応じた予算編成を行っており、支出の抑制を進めるとともに基金残高を着実に増やしてきた結果、現在財務指標上に問題はない状況となっている。

しかし、北相木村まち・ひと・しごと総合戦略や北相木村公共施設等総合管理計画に基づき、今後見込まれる各種施策の実施に伴う支出の増加が、財務指標を悪化させることが懸念される。

このため、債務償還能力及び資金繰り状況の把握の観点から、財政的な将来リスクに備え、より健全かつ安定的な財政運営を持続させるため、中長期的な将来見通しに基づく収支計画を策定することが必要不可欠であると考えられる。

○基礎的財政収支について

基礎的財政収支は、2期連続で赤字となっている。

平成26年度：▲132百万円、平成27年度：▲65百万円

(要因)

・平成26年度は、村営住宅建設工事や災害対策本部耐震化工事等の新規事業実施に伴い、地方債の発行が増加したことに加え、財政調整基金の取崩しを行ったことによる。

・平成27年度は、コテージ建設などの新規事業が発生したことにより、前年度と同様に地方債の発行が高い水準であったほか、山村留学などの地方創生関連事業、保健師派遣に係る新規の業務委託などが増加したことにより、物件費が増加したことによる。

【特徴的な取組み】

○移住・定住促進に向けた取組み

平成28年12月現在、小学校と連携した山村留学制度により、村外から親子を含め、30人が留学している。留学制度の活用に伴い、移住希望者が増えてきていることから、戸建て及びマンションタイプの建築等、村営住宅の整備を行っている。また、空き家の積極的活用を図るほか、家賃や新築・改築費用の補助を行い、移住・定住促進に取り組んでいる。

1. 地方公共団体の財務状況把握

財務状況把握は、財政融資資金の貸し手として、償還確実性を確認する観点から、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するものです。

2. 債務償還能力

債務償還能力については、実質債務が大きくても償還原資が充実していれば、債務償還能力には問題がない、あるいは、償還原資が小さくても実質債務が小さければ、債務償還能力には問題がないと考えられます。

よって、債務償還能力は、債務償還可能年数と、この債務償還可能年数を分解した実質債務月収倍率及び行政経常収支率とを利用して把握します。

注：実質債務とは

実質債務とは、地方債現在高に有利子負債相当額を加算し、積立金等を控除したものです。

また、有利子負債相当額は、翌年度繰上充用金に健全化判断比率及び資金不足比率等に関する算定様式上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額、公営企業会計等の資金不足額、土地開発公社に係る普通会計の負担見込額及び第三セクター等に係る普通会計の負担見込額を加算したものです。

ただし、平成18年度までは、翌年度繰上充用金と決算統計上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の合計額としています（以下同様）。

3. 資金繰り状況

資金繰り状況については、積立が少なくても行政経常収支の黒字が多ければ資金繰りは問題がない、あるいは、行政経常収支の黒字が少ない場合でも積立が潤沢であれば資金繰りは問題ないと考えられます。

よって、資金繰りリスクは、行政経常収支率と積立金等月収倍率を利用して把握します。

4. 行政キャッシュフロー計算書

財務状況把握では、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するため、現金の流れを捉える行政キャッシュフロー計算書を作成しています。

行政キャッシュフロー計算は、決算統計等のデータに基づき地方公共団体の一会計年度における収入・支出を「行政活動」、「投資活動」、「財務活動」の区分ごとに表示したものであり、債務償還可能年数や実質債務月収倍率、行政経常収支率など企業会計の財務分析手法を応用した指標が容易に算定できるメリットがあります。

なお、当該財務指標は決算統計等に基づく行政キャッシュフロー計算書を利用して統一的手法により算定されることから、ヒアリングを踏まえて、行政キャッシュフロー計算書の科目を実態に合わせて補正することがあります。

決算統計と行政キャッシュフロー計算書の関係は、「別表」のとおりです。

5. 行政キャッシュフロー計算書を利用して算定する財務指標

① 債務償還可能年数

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標であり、債務が償還原資となる行政経常収支（キャッシュフロー）の何年分あるのかを示したものです。

また、債務償還可能年数が短いほど債務償還能力は高く、債務償還可能年数が長いほど債務償還能力が低いといえます。

（参考1）債務償還可能年数の算式

$$\begin{aligned} \text{債務償還可能年数} &= \text{実質債務} / \text{行政経常収支} \\ &= (\text{実質債務月収倍率} / 12) / \text{行政経常収支率} \end{aligned}$$

（参考2）実質債務

$$\text{実質債務} = \text{地方債現在高} + \text{有利子負債相当額}^{\ast 1} - \text{積立金等}^{\ast 2}$$

※1 有利子負債相当額 = 翌年度繰上充用金 + 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額 + 公営企業会計等の資金不足額 + 土地開発公社に係る普通会計の負担見込額 + 第三セクター等に係る普通会計の負担見込額

※2 積立金等 = 現金預金（歳計現金 + 財政調整基金 + 減債基金） + その他特定目的基金

② 実質債務月収倍率

実質債務月収倍率は、実質債務の大きさを表す指標であり、実質債務が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）に相当するかを示したものです。

また、実質債務月収倍率が高いほど、行政経常収入に比べた実質債務が大きいといえます。

なお、実質債務は、地方債現在高に、有利子負債相当額（将来、普通会計が負担することが確実、あるいは、その蓋然性が高いことから実質的に有利子負債とみなされるもの）を加算し、積立金等を控除したものです。

（参考）実質債務月収倍率の算式

$$\text{実質債務月収倍率} = \text{実質債務} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

③ 積立金等月収倍率

積立金等月収倍率は、現金預金等の積立金等が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）あるかを表す指標であり、資金繰りに係るリスクに備えどれだけの厚みをもって資金が積み立てられているかという耐久余力を示したものです。

（参考）積立金等月収倍率の算式

$$\text{積立金等月収倍率} = \text{積立金等} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

④ 行政経常収支率

行政経常収支率は、行政経常収入に対する行政経常収支の割合です。

具体的には、行政経常収入からどの程度の償還原資を生み出しているかという

償還原資の獲得能力や、経常的な収入で経常的な支出を賄えているかという経常的な資金繰り状況を示したものです。

(参考) 行政経常収支率の算式

$$\text{行政経常収支率} = \text{行政経常収支} / \text{行政経常収入}$$

6. 財務指標の基準について

財務状況把握では、財務上の問題を把握するために、統計的手法を用いて類型化し、基準値を定めています。なお、基準に該当したことをもって、必ずしも常に財務上の問題があるとは言えず、また、該当しなかったことをもって財務上の問題が全くないことを表しているものではないことに留意する必要があります。

なお、系統ごとの基準値の考え方は、以下のとおりです。

系 統	問 題	定 義
債務系統	債務高水準	① 実質債務月収倍率 24.0 月以上 ② 実質債務月収倍率 18.0 月以上 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上
積立系統	積立低水準	① 積立金等月収倍率 1.0 月未満 ② 積立金等月収倍率 3.0 月未満 かつ行政経常収支率 10.0% 未満
収支系統	収支低水準	① 行政経常収支率 0.0% 以下 ② 行政経常収支率 10.0% 未満 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上

7. 類似団体平均値

類似団体平均値は、行政権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を 35 の類型（平成 26 年度決算の場合）に分類した類似団体について、各所属団体の計数を単純平均したものです。

具体的な類型区分は以下のとおりです。

市町村類型区分一覧

政令指定都市(1 類型)

該当団体数 20 団体

特別区(1 類型)

該当団体数 23 団体

中核市(1 類型)

該当団体数 43 団体

特例市(1 類型)

該当団体数 40 団体

都市		Ⅱ次、Ⅲ次 95%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 95%未満		計
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満	
		3	2	1	0	
50,000 人未満	I	7	12	172	62	253
50,000～100,000	Ⅱ	12	20	198	40	270
100,000～150,000	Ⅲ	8	-	87	11	106
150,000 人以上	Ⅳ	2	2	50	4	58
計		29	34	507	117	687

町村		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満	計
		Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満		
		2	1	0	
5,000 人未満	I	78	28	131	237
5,000～10,000	Ⅱ	91	40	111	242
10,000～15,000	Ⅲ	75	26	44	145
15,000～20,000	Ⅳ	82	23	30	135
20,000 人以上	V	138	22	9	169
計		464	139	325	928

(出典) 総務省 HP 類似団体別市町村財政指数表
(<http://www.soumu.go.jp/iken/ruiji/>)

別表

地方公共団体の決算統計と行政キャッシュフロー計算書の対応関係

決算統計				行政キャッシュフロー計算書		
科目名				部	科目名	
歳入						
地方税				行政収入	地方税	
地方譲与税				行政収入	地方譲与税・交付金	
利子割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
配当割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
株式等譲渡所得割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
ゴルフ場利用税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
特別地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
軽油引取税・自動車取得税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
地方特例交付金等				行政収入	地方譲与税・交付金	
地方交付税・特別区財政調整交付金				行政収入	地方交付税	
交通安全対策特別交付金				行政収入	国（県）支出金等	
分担金及び負担金				投資収入	分担金及び負担金・寄附金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
その他				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
使用料				行政収入	使用料・手数料	
手数料				行政収入	使用料・手数料	
国庫支出金				投資収入	国（県）支出金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	行政特別収入	
災害復旧事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
失業対策事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
その他				行政収入	国（県）支出金等	
国有提供施設等所在市町村助成交付金				行政収入	国（県）支出金等	
都道府県支出金				投資収入	国（県）支出金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	行政特別収入	
災害復旧事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
失業対策事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
その他				行政収入	国（県）支出金等	
財産収入				行政収入	事業等収入	
財産運用収入				投資収入	財産売払収入	
財産売払収入				投資収入	財産売払収入	
寄附金				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
その他				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
繰入金				投資収入	基金取崩	
公営企業（法非適）等		基金	基金からの借入金の繰入			
			その他繰入（※3）			
			積立基金			
			財政調整基金（※1）			
			減債基金（※1）			
			その他特定目的基金			
			定額運用基金			
		その他				
		公営企業（法適）等				
繰越金（※2）						
諸収入				行政収入	事業等収入	
収益事業収入				投資収入	貸付金回収	
各種貸付金				行政収入	事業等収入	
回収元金				行政収入	事業等収入	
元利収入				行政収入	行政特別収入	
その他				行政収入	行政特別収入	
その他				行政収入	行政特別収入	
経常的なもの				財務収入	地方債	
臨時的なもの						
歳出						
人件費				行政支出	人件費	
物件費				行政支出	物件費	
維持補修費				行政支出	維持補修費	
扶助費				行政支出	扶助費	
補助費等				行政支出	補助費等	
普通建設事業費				投資支出	普通建設事業費	
災害復旧事業費				行政支出	行政特別支出	
失業対策事業費				行政支出	行政特別支出	
公債費				財務支出	元金償還額	
		元利償還額	元金	行政支出	支払利息	
			利子	行政支出	支払利息	
		一時借入金	利子	行政支出	支払利息	
積立金				投資支出	基金積立	
財政調整基金（※1）				投資支出	投資及び出資金	
減債基金（※1）				投資支出	貸付金	
その他特定目的基金				投資支出	基金積立	
投資及び出資金				投資支出	基金積立	
貸付金				投資支出	基金積立	
繰出金				投資支出	繰出金（建設費）	
		基金	定額運用基金	行政支出	繰出金（建設費以外）	
			その他	財務支出	前年度繰上充用金	
		その他	建設費操出			
			その他			
前年度繰上充用金				財務支出	前年度繰上充用金	
その他						
基金				投資支出	基金積立	
取崩し額（※3）				行政収入・支出	行政特別収入・支出	
		歳計剰余金処分	積立基金	行政収入・支出	行政特別収入・支出	
		調整額	積立基金	行政収入・支出	行政特別収入・支出	
			財政調整基金	財務収入	翌年度繰上充用金	
			減債基金			
翌年度繰上充用金				財務収入	翌年度繰上充用金	

※1 現金預金の内訳項目間の振替であるため、行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。
 ※2 現金預金（歳計現金）の期首残高であるため、行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。
 ※3 差額を行政特別収入として計上する。